

醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、醸造用ぶどうの産地の維持・生産の拡大に向けて、醸造用ぶどう安定取引推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する、醸造用甲州産地育成強化事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金は、推進会議に対し、交付するものとする。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助額)

第3条 この事業は、推進会議の取組により、ワインメーカーとの長期取引契約を締結した醸造用甲州を新植する生産者（以下「生産者」という。）が行う、棚・垣根等の設置又は張替、土壌改良、苗木の購入及び育成に要する費用に対して補助を行うものとし、補助額は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請書の様式及び提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする推進会議は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、第4条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により推進会議に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助対象事業の完了)

第7条 この補助対象事業は、ほ場への苗木の植え付けをもって完了とし、天災など

特別な場合を除き、補助対象事業が完了しない場合においては、推進会議は、既に交付された補助金がある場合は返還しなければならない。

（実績報告書の様式及び提出期限）

第8条 推進会議は、補助対象事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事の実績報告書（様式第4号）に関係書類を添付して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第5号）により、推進会議に通知するものとする。

2 知事は、推進会議に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、知事が別に定める日までとすることができる。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付方法）

第10条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 推進会議は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 生産者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 生産者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を推進会議を経由し、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分

を返還させるものとする。

(書類の保管)

第12条 補助金の交付を受けた推進会議は、この補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して第11条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整理保管しなければならない。ただし、生産者が推進会議を経由して財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

3 醸造用甲州産地育成事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、醸造用甲州産地育成事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助金の交付単価

① 既存の棚・垣根を活用し、醸造用甲州を新植する場合

	交付額（定額）	内容
10 アール当たりの 交付単価	50,000 円	土壌改良費 苗木代 育成費

② 既存の棚・垣根を修繕し、醸造用甲州を新植する場合

	交付額（定額）	内容
10 アール当たりの 交付単価	100,000 円	棚・垣根の修繕費 土壌改良費 苗木代 育成費

③ 棚・垣根を新設し、醸造用甲州を新植する場合

	交付額（定額）	内容
10 アール当たりの 交付単価	200,000 円	棚・垣根等資材費 土壌改良費 苗木代 育成費

- ・補助対象面積は、推進会議の取組によりワインメーカーと長期取引契約を締結し、醸造用甲州を新植する面積とする。
- ・補助金の額は、補助対象面積に各交付単価を乗じて得た額とし、1,000 円未満を切り捨てとする。